

長野県子育て支援戦略

[平成27年度～29年度]

資料 6-2

長野県
平成26年12月25日

「保育料の軽減制度」(第3子以降の子)の創設

第3子以降の子の保育料について、市町村と強調し
軽減する

○対象： 第3子以降の子(同時入所要件なし)
[幼稚園、認可外保育施設含む]

○補助率： 市町村が保育料を軽減する場合、
軽減する額の1/2を補助

○上限： 県負担月額 3千円／人

「福祉医療費給付事業」県対象枠の拡大

医療費給付事業の県補助の対象を拡大する。

○全子、入院のみ中卒まで補助

	現在	新年度
入院	小学校3年生	中学校卒業まで
通院	小学校入学期前	(変更なし)

○障がい児の所得制限廃止

	現在	新年度
入院	特別障害者 手当準拠	廃止
通院	特別障害者 手当準拠	廃止